



多世帯同居リフォーム支援事業補助金

《補助金の額》

上限60万円

補助対象工事の
上限 1 / 2

《補助対象者》

市内の一戸建て住宅を改修し、新たに多世帯同居する世帯

- ・直系親族の同居であること。（直系卑属の単独世帯は数に含まれません）
- ・同居する直前に連続して3年以上別居していたこと。
- ・交付を受けた日から10年間多世帯同居する旨の誓約をした人であること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・過去にこの補助金を受けた人でないこと。

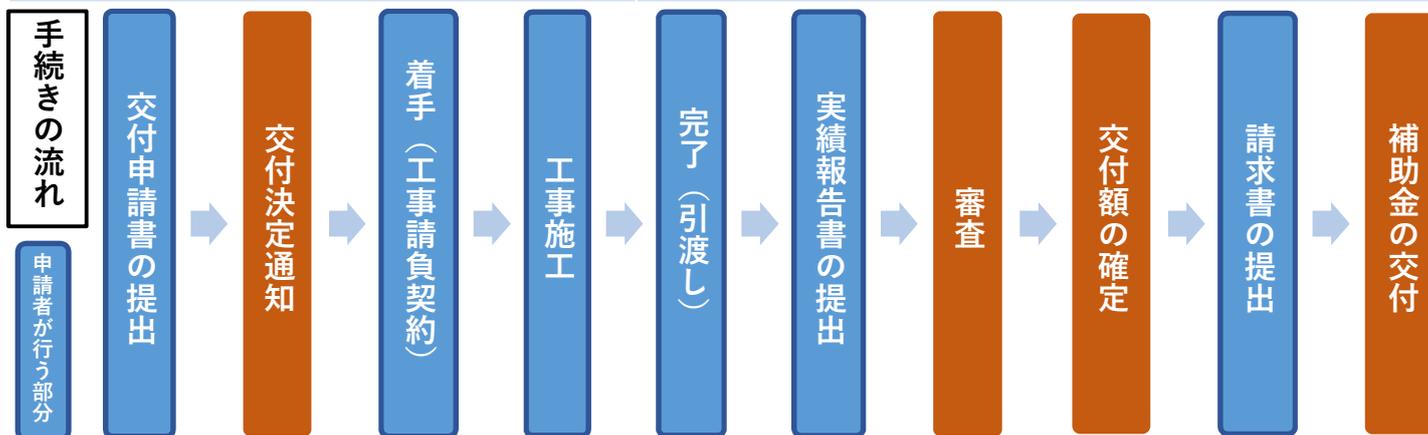
《補助対象となる住宅》

- ・同居する人のいずれかが所有していること。
- ・床面積の1/2以上が居住の用に供されていること。

《補助対象工事》

- ・完了後30日以内または12月末までのいずれか早い日までに実績報告すること。
- ・補助金の交付決定前に工事契約を締結していないこと。

対象となる工事	対象外となる工事の例
<ul style="list-style-type: none"> ・間取りの変更または増築に関する工事 ・バリアフリー改修工事 (手すりの設置、段差の解消、出入口等の拡張) ・設備（台所・浴室・トイレ等）工事 ・浄化槽の入替工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が直接行う工事 ・エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事 ・太陽光発電、高効率給湯器設備等の設置費用 ・電話、インターネット等の接続配線工事費用 ・カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事 ・外構工事、付属建築物の工事 ・間取りに変更が伴わない改修工事（畳入替えなど）



[交付申請書に添付する書類]

- ・リフォーム工事概要書（様式第2号）
- ・工事着工前の写真（住宅全体および対象工事に係る部分）
- ・工事見積書の写し
- ・工事内容がわかる図面（付近見取図、工事前後の図面）
- ・同居予定者との関係を示す書類（戸籍謄本等）
- ・同居予定者を含む世帯全員の住民票の写し
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）

[実績報告書に添付する書類]

- ・工事請負契約書の写し
- ・支払い証拠書類の写し
- ・工事中的対象工事にかかる部分の写真
- ・工事後の建物全景および対象工事に係る部分の写真
- ・同居者の住民票の写し

お問合せ あわら市 市民協働課

TEL: 0776-73-8003(直通)

FAX :0776-73-1350

メール:ijyu@city.awara.lg.jp